



# 鳥取県公報

令和6年2月9日(金)  
第9569号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定(51)(孤独・孤立対策課) . . . . . 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出(52)(〃) . . . . . 2
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (53)(水産振興課) . . . . . 3
	物品売払代金の徴収事務の委託(54)(畜産試験場) . . . . . 3
	土地改良区の役員の退任(55)(中部総合事務所農林局) . . . . . 3
	土地改良法による換地処分(56)(〃) . . . . . 3
	指定居宅サービス事業の廃止の届出(57)(西部総合事務所県民福祉局) . . . . . 3
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出(58)(〃) . . . . . 4
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出(59)(〃) . . . . . 4
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集(5) . . . . . 4
◇ 公 告	警備業法に基づく検定の実施(4件)(警察本部生活安全企画課) . . . . . 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施(鳥取湖陵高等学校) . . . . . 10

# 告 示

## 鳥取県告示第51号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
四日市薬局	米子市四日市町50-2	令和6年1月1日
米子ほんどおり薬局	米子市紺屋町58-2	〃
しんまち薬局	米子市西福原二丁目1-10	令和6年2月1日

## 鳥取県告示第52号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項又は第6項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者及び介護予防事業者の主たる事務所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
株式会社ファーマみらい	東京都中央区八重洲二丁目2-1	共創未来ホスピタウン薬局	米子市河崎574-1	居宅療養管理指導	令和5年12月11日
〃	〃	共創未来米子中町薬局	米子市中町83	〃	〃
〃	〃	共創未来倉吉宮川薬局	倉吉市宮川町131-7	〃	〃

### 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
株式会社ファーマみらい	東京都中央区八重洲二丁目2-1	共創未来ホスピタウン薬局	米子市河崎574-1	介護予防居宅療養管理指導	令和5年12月11日
〃	〃	共創未来米子中町薬局	米子市中町83	〃	〃
〃	〃	共創未来倉吉宮川薬局	倉吉市宮川町131-7	〃	〃

**鳥取県告示第53号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和6年2月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加 入 区	漁 業 の 区 分
鳥取青谷加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

**鳥取県告示第54号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、畜産試験場における物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年2月9日

鳥取県畜産試験場長 小 西 博 敏

## 1 委託の相手

京都食肉市場株式会社

## 2 委託期間

令和6年1月17日から同年3月31日まで

**鳥取県告示第55号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大倉土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和6年2月9日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山 崎 英 之 東伯郡北栄町亀谷516

令和6年1月23日退任

**鳥取県告示第56号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る森藤地区森藤工区の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和6年2月9日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

**鳥取県告示第57号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年2月9日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
エース・ケイ カク株式会社	ヘルパーステーション米子	米子市両三柳 323-1	令和6年1月31日	令和4年9月30日	訪問介護

	小町				
一般財団法人 恵仁会	一般財団法人 恵仁会薬局	米子市加茂町 二丁目219	”	令和6年2月29日	居宅療養管理指 導

**鳥取県告示第58号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和6年2月9日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事 業所の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
一般財団法人 恵仁会	一般財団法人 恵仁会薬局	米子市加茂町 二丁目219	令和6年1月31日	令和6年2月29日	介護予防居宅療 養管理指導

**鳥取県告示第59号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月9日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行っ ている事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行っ ている事業所の所在地	障害福祉サービス の種類	廃止年月日
エース・ケイカ ク株式会社	米子市両三柳 323-1	ヘルパーステーショ ン米子小町	米子市両三柳323-1	居宅介護、重度訪問 介護	令和4年9 月30日

**選挙管理委員会告示****鳥取県選挙管理委員会告示第5号**

令和6年第2回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和6年2月9日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

- 1 日時 令和6年2月13日（火） 午後3時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会
- 3 議題
  - (1) 令和6年度明るい選挙推進運動要領及び事業計画について
  - (2) その他

**公 告**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年  
国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和6年2月9日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級  
貴重品運搬警備業務 1級
- 2 実施日時
  - (1) 学科試験  
令和6年5月9日(木) 午前9時30分から午前11時まで
  - (2) 実技試験  
令和6年6月29日(土) 午前8時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
  - (1) 学科試験  
鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎4階第27会議室
  - (2) 実技試験  
広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター
- 4 受検定員  
5名
- 5 検定の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
    - エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
    - オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
    - イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
    - ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。
  - (1) 貴重品運搬警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
  - (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間  
令和6年4月8日(月)から同月12日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等  
次の警察署に提出すること(持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)  
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
  - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
  - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等  
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面

- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
  - (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
  - (4) 6の(1)に該当する者にあつては、そのことを疎明する書面
  - (5) 6の(2)に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し
- 10 検定手数料及び納付方法
- (1) 検定手数料 16,000円
  - (2) 納付方法
    - (1)に記載する金額を8の(1)又は(2)の警察署において納付すること。
- 11 その他
- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
  - (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
  - (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
  - (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和6年2月9日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
  - 貴重品運搬警備業務 2級
- 2 実施日時
  - (1) 学科試験
    - 令和6年5月9日（木）午前9時30分から午前11時まで
  - (2) 実技試験
    - 令和6年6月15日（土）午前8時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
  - (1) 学科試験
    - 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎4階第27会議室
  - (2) 実技試験
    - 広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター
- 4 受検定員
  - 5名
- 5 検定の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
    - エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

7 検定申請書の受付期間

令和6年4月8日（月）から同月12日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

10 検定手数料及び納付方法

- (1) 検定手数料 16,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額を8の(1)又は(2)の警察署において納付すること。

11 その他

- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
- (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和6年2月9日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 検定に係る警備業務の種別及び級

空港保安警備業務 1級

2 実施日時

(1) 学科試験

令和6年6月6日（木）午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和6年7月20日（土）午前8時30分から午後5時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎4階第27会議室

(2) 実技試験

広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター

4 受検定員

5名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 乗客等の接遇に関すること。

エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。

オ 空港に関すること。

カ 空港保安警備業務の管理に関すること。

キ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 乗客等の接遇に関すること。

イ 手荷物等検査に関すること。

ウ 空港保安警備業務の管理に関すること。

エ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 空港保安警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 検定申請書の受付期間

令和6年5月13日（月）から同月17日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面

(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

(3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

(4) 6の(1)に該当する者にあつては、そのことを疎明する書面

(5) 6の(2)に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

(1) 検定手数料 16,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を8の(1)又は(2)の警察署において納付すること。

11 その他



- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
- (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年國家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和6年2月9日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級  
空港保安警備業務 2級
- 2 実施日時
  - (1) 学科試験  
令和6年6月6日（木）午前9時30分から午前11時まで
  - (2) 実技試験  
令和6年7月6日（土）午前8時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
  - (1) 学科試験  
鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎4階第27会議室
  - (2) 実技試験  
広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター
- 4 受検定員  
5名
- 5 検定の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 乗客等の接遇に関すること。
    - エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。
    - オ 空港に関すること。
    - カ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 乗客等の接遇に関すること。
    - イ 手荷物等検査に関すること。
    - ウ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間  
令和6年5月13日（月）から同月17日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等  
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。  
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
  - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
  - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地

を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

10 検定手数料及び納付方法

- (1) 検定手数料 16,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額を8の(1)又は(2)の警察署において納付すること。

11 その他

- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
- (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

---

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年2月9日

鳥取県立鳥取湖陵高等学校長 若 林 安 徳

1 調達内容

- (1) 借入物品の名称及び数量

鳥取県立鳥取湖陵高等学校教育用パソコン等賃貸借 一式

- (2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

- (3) 履行期間

ア 借入期間

令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

イ 契約期間

契約締結日から令和11年9月30日まで

- (4) 納入期限

令和6年8月30日（金）

なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

- (5) 納入場所

入札説明書による。

- (6) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。併せて、課税業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

入札説明書に示す方法にしたがって計算した(2)の借入物品に係る(3)の契約期間中の賃借料（保守料等

を含む。)の総額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年鳥取県告示第457号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。  
なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和6年2月15日(木)正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件調達公告に示した物品を自社で所有し(令和6年2月9日以降に取得する場合を含む。)、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県立鳥取湖陵高等学校

## 4 入札手続等

- (1) 入札手続及び業務の仕様に関する担当部局  
〒680-0941 鳥取市湖山町北三丁目250  
鳥取県立鳥取湖陵高等学校  
電話 0857-28-0250  
電子メール koryou-h@pref.tottori.lg.jp
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課  
電話 0857-26-7431
- (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和6年2月9日(金)から同月29日(木)までの日にインターネットの鳥取県立鳥取湖陵高等学校ホームページ(<https://www.torikyo.ed.jp/koryou-h/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

### ア 交付期間及び交付時間

令和6年2月9日(金)から同月29日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前9時から午後5時までの間とする。ただし、令和6年2月29日(木)は午前9時から正午までとする。

### イ 交付場所

(1)に同じ。

## (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

## (5) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 日時

令和6年3月25日（月）午後1時即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月22日（金）午後4時45分までとする。

## イ 場所

鳥取県立鳥取湖陵高等学校 応接室

## 5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、紙入札により行うものであること。

(2) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した封筒にそれぞれ密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和6年2月29日(木)正午までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、契約申込金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無  
無

(6) その他  
詳細は、入札説明書による。

#### 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : personal computers, 1 set
- (2) February 29, 2024 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) March 25, 2024 1:00 PM: Time-limit for submission of tenders  
(March 22, 2024 4:45 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Tottori Koryo High School 3-250 Koyamacho  
Kita, Tottori-shi, Tottori 680-0941 Japan TEL : 0857-28-0250